

# Weekly Report

第444号  
平成30年 2月5日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 医療費控除に関するQ&A

29年分から医療費控除は、セルフメディケーション税制（予防接種や定期健康診断など一定の取組を行う方に係るスイッチOTC医薬品の購入費の一定額を所得控除）との選択適用となりました。また、確定申告の際に領収書ではなく「医療費控除の明細書」の提出が必要になりました。

### ◆Q&A

**Q. 医療費が10万円を超えたら全額が控除できる？**

A. できません。本人又生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（所得200万円未満の方は所得の5%）を超える場合に、超えた部分の金額を所得控除できます（最高200万円）。

**Q. 対象となる医療費は？**

A. 医師等による治療費や、入院した際の部屋代や食事代、交通機関を利用した通院費（自家用車でのガソリン代等は対象外）、風邪等を治すために購入した医薬品の代金などで、診療や治

療に直接必要な費用が対象となります。

**Q. 保険適用外の自由診療でも対象になる？**

A. 保険適用は関係なく治療目的であれば原則、対象となります。なお、美容目的の場合は対象外です。

**Q. はり・灸・マッサージは対象になる？**

A. 治療のためのものは対象になりますが、健康維持のためのものは対象になりません。

**Q. 健康診断や人間ドックの費用は？**

A. 対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、健康診断等の費用も対象です。

**Q. 共働き夫婦で夫が医療費を負担した場合は？**

A. 生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。

## 改正民法（債権関係）は32年4月施行

取引に関する基本的なルールを定めた民法の債権関係の規定を121年ぶりに見直した改正法（昨年5月成立）は、一部を除き32年（2020年）4月に施行されることになりました。

改正により、\*債権の消滅時効について、職業別の例外規定を廃止することに、原則として「権利行使が可能であることを知った時から5年」に統一する、\*事業融資における経営者等以外の個人保証について、公証人による保証意思の確認手続を経ない保証契約は無効とする、などをはじめ多くの改正項目があります。

なお、民法の相続分野についても改正が行われる見通しです（今国会に改正案を提出予定）。

## 証券会社等へのマイナンバー提出は今年中に

マイナンバー制度により28年1月以降、証券会社等で特定口座やNISA口座等を新たに開設する際には、マイナンバーの提出が必要になっています。

27年末までに証券口座を開設している方については、3年間の猶予規定により、30年末までにマイナンバーを提出する必要があります。なお、マイナンバーの提出が必要な手続き（住所等の変更やNISA口座開設など）などで既に提出している場合、再提出は不要です。